

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1 種	永年	92		
産 業 建 設 常 任 委 員 会 記 録				
日 時	令和 4 年 6 月 2 0 日 (月)	開会 閉会	午前 9 時 5 7 分 午前 1 0 時 3 0 分	会場 須崎市総合福祉 センター 2 階 会議室 1
出席者	委 員 長 吉野 寛招 副委員長 森田 收三 委 員 大崎 稔 委 員 海地 雅弘 委 員 高橋 祐平 委 員 土居 信一 委 員 西山 慶 委 員 松田 健			
市側出席者	副 市 長 (平井 和久) 農 林 水 産 課 長 (岡田 進一) 建 設 課 長 (楠瀬 晃) 港 湾 政 策 推 進 監 (西山 文彦) 住 宅 ・ 建 築 課 長 (小野修一郎) 水 道 課 長 (中村 幸二) 総 務 課 長 (梅原健一郎) 【事務局】局長：松浦 永治 事務局員 西田 茉由			
欠席者				記 録 者 西田 茉由
議 題				
(1) 市議案について				
市議案第 4 5 号 須崎市地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について			原案可決	
市議案第 4 6 号 専決処分の承認について《分割》			原案承認	
市議案第 4 8 号 専決処分の承認について			原案承認	
市議案第 5 0 号 専決処分の承認について			原案承認	
市議案第 5 1 号 専決処分の承認について《分割》			原案承認	
市議案第 5 2 号 専決処分の承認について			原案承認	
市議案第 5 3 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算 (第 2 号) について《分割》			原案可決	

市議案第 5 4 号 市道路線の認定について

原案認定

市議案第 5 8 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 3 号）につ
いて《分割》

原案可決

市議案第 5 9 号 令和 4 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）
について

原案可決

産業建設委員会記録《令和 4 年 6 月 20 日》

○午前 9 時 57 分 開会

~~~~~

○吉野委員長＝それでは、ただいまより産業建設委員会を開議いたします。

議事に入る前に、会議の進行に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会、産業建設委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第 45 号 須崎市地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○吉野委員長＝それでは、市議案第 45 号須崎市地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

住宅・建築課長。

○小野住宅・建築課長＝おはようございます。

議案書 17 ページ、市議案第 45 号須崎市地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

本議案は、須崎市地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第 2 条第 3 号に規定する特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則、平成 5 年建設省令第 16 号の改正により、同施行規則第 1 条に新たな号が追加されたことにより、条例に規定している第 1 条第 3 号が第 1 条第 4 号に繰り下がったことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

同施行規則第 1 条は各種用語の意義を定義する内容で、改正前の条例に規定する同施行規則第 1 条第 3 号については所得に関する定義を規定しているものでございますが、同施行規則第 1 条第 1 号に新たに同居親族に関する定義が追加されたことにより、施行規則第 1 条第 3 号が繰り下がり、第 4 号に改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 4 6 号 専決処分の承認について《分割》

○吉野委員長＝続きまして、市議案第 4 6 号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝

市議案第 4 6 号令和 3 年度 3 月補正のうち、農林水産課関係について御説明させていただきます。いずれの補正につきましても、決算見込みに基づくものでございます。

別冊補正予算書の 2 4、2 5 ページでございます。第 6 款農林水産業費第 1 項農業費第 3 目農業振興費の説明欄、3 3 3 万 8, 0 0 0 円の減額については、須崎市環境保全型農業推進事業費、農業次世代人材投資事業については、事業の終了に伴う精算、減額でございます。

次に、第 4 目の農地費 2 6 0 万円の減額についても、市単農道維持管理事業終了に伴う精算、減額でございます。

次に、第 2 項林業費 1 目林業総務費、工事請負費 1 1 2 万 4, 0 0 0 円、2 5 ページ、負担金及び交付金 1 6 0 万円の減額については、事業の終了に伴う精算、減額でございます。

次に、第 2 目林業振興費 1 9 6 万 9, 0 0 0 円については、森林組合の行う間伐事業と境界明確化事業終了に伴う精算、減額でございます。

次に、第 3 項水産業費第 2 目水産業振興費、委託料 4 1 5 万 8, 0 0 0 円については、魚市場建設事業終了に伴う減額更正で、負担金、補助金及び交付金 9 7 1 万 6, 0 0 0 円については、水産多面事業、新規漁業就業者支援事業、種子島周辺漁業対策事業の事業終了に伴う減額でございます。

次に、第 3 目漁港管理費の工事請負費 6 万 9, 0 0 0 円については、海岸堤防等

老朽化対策事業の終了に伴う精算、減額でございます。

次に、29 ページを御覧ください。第 11 款災害復旧費第 1 項農林水産施設災害復旧費第 1 目現年発生補助災害復旧費 23 万 2,000 円を減額しております。

続きまして、7 ページに戻っていただきまして、第 2 表繰越明許を御覧ください。第 6 款農林水産業費第 1 項農業費、高知農業確立総合支援事業費 310 万円、第 2 項林業費、森林環境整備事業費 542 万 8,000 円を行っております。

次に、変更です。第 6 款農林水産業費第 3 項水産業費、海岸堤防等老朽化対策事業費を 564 万 7,000 円から 567 万 2,000 円に変更をしております。以上でございます。

○吉野委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝市議案第 46 号専決処分の承認につきまして、令和 3 年度須崎市一般会計補正予算のうち、建設課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書 26 ページの歳出でございます。第 8 款土木費第 1 項土木管理費第 1 目土木総務費でございますが、県工事負担金の 51 万 4,000 円の減額補正につきましては、急傾斜地崩壊対策事業費の確定によるものでございます。

第 2 項道路橋りょう費第 2 目道路維持費 130 万円、第 3 目道路新設改良費の市単道路整備事業費 240 万円、県工事負担金の 320 万円、狹隘道路整備等促進事業費 45 万円につきましても、事業費確定による減額更正でございます。

次に、第 5 項都市計画費第 1 目都市計画総務費の 10 万円は、下水道事業特別会計繰出金でございます。

次に、29 ページに移りまして、第 11 款災害復旧費第 2 目公共土木施設災害復旧費第 1 目現年発生補助災害復旧費 2,000 万円、第 3 目過年発生補助災害復旧費 590 万円の減額更正につきましても、事業費確定によるものでございます。

次に、7 ページに戻りまして、第 2 表繰越明許費補正でございますが、第 8 款土木費第 5 項都市計画費の 10 万円につきましては、下水道事業特別会計繰出金の繰越しとなっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝住宅・建築課長。

○小野住宅・建築課長＝市議案第 46 号、別冊令和 3 年度須崎市補正予算書 26 ページをお願いいたします。住宅・建築課分について御説明いたします。

先ほど建設課長から若干触れられましたけれども、第 8 款土木費第 2 項道路橋りょう費第 3 目道路新設改良費第 14 節工事請負費の狹隘道路整備等促進事業費更正減の 45 万円につきましては、令和 4 年 3 月定例会において議決をいただきました令和 3 年度須崎市補正予算、令和 4 年 3 月補正において御説明を申し上げました市道妙見町 17 号線道路拡幅工事の繰越明許費 100 万円に係る工事が 4 月に完了したことによる不用分の更正減でございます。

続きまして、第 8 款土木費第 6 項住宅費第 1 目住宅管理費第 2 1 節補償補填及び賠償金でございます。

まず、市営住宅維持管理費更正減の 1 5 6 万 6, 0 0 0 円につきましては多ノ郷市営住宅への移転補償費として当初 3 4 5 万円を計上しておりましたが、令和 3 年度末までに移転が完了した 1 4 件分の移転補償費 1 8 8 万 4, 0 0 0 円を差し引いた残額 1 5 6 万 6, 0 0 0 円を更正減するものでございます。

次に、収納管理費更正減 1 2 0 万円につきましては、当初予算では、明渡し執行予納金として裁判所へ支払う費用で、1 件当たり 3 0 万円を 4 件、計 1 2 0 万円を計上しておりましたが、不用分として更正減するものでございます。

第 6 項住宅費第 1 目住宅管理費は、補正前が 1 億 2, 4 3 4 万 9, 0 0 0 円に対し、2 7 6 万 6, 0 0 0 円減の 1 億 2, 1 5 8 万 3, 0 0 0 円となっております。以上でございます。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第 4 8 号 専決処分の承認について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第 4 8 号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○楠瀬建設課長＝市議案第 4 8 号専決処分の承認について御説明いたします。

議案書 2 1 ページでございます。令和 3 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、御報告し、御承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書 3 5 ページからでございます。第 1 条で歳入予算の補正の款項区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額、第 2 条で繰越明許費の補正を、第 3 条では地方債の補正によるものであります。

それでは、39 ページの事項別明細書の歳出から説明いたします。第 1 款下水道費の 4 億 4, 943 万 2, 000 円は財源更正によるものでございます。

38 ページの歳入では、第 4 款繰入金第 1 項他会計繰入金で 3 億 5, 991 万 3, 000 円に 10 万円を更正し、3 億 6, 001 万 3, 000 円とし、6 款市債の 3 億 3, 590 万円から 10 万円を更正減とし、3 億 3, 580 万円とするものでございます。

36 ページに戻りまして、第 2 表繰越明許費補正は、第 1 款下水道費第 1 項下水道費、下水道施設整備事業費、単独が 510 万円、補助で 2 億 3, 357 万円を追加し、第 3 表地方債補正では、過疎対策事業を 7, 810 万円とし、限度額の合計を 3 億 3, 580 万円に変更するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第 50 号 専決処分の承認について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第 50 号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

水道課長。

○中村水道課長＝市議案第 50 号専決処分の承認につきまして御説明を申し上げます。

議案書では 23 ページとなります。令和 3 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして、地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

別冊須崎市水道事業補正予算書の 1 ページを御覧ください。第 2 条収益的収入及び支出の補正でございます。令和 3 年度末退職者の退職金の一部につきまして、一般会計からの繰入れがございましたことから、収入の部につきまして、第 1 款事業収益第 2 項営業外収益、これ一般会計の補助金になりますが、また、支出につきま

しては、第 1 款事業費用第 1 項営業費用、こちらのほうは退職給付金となります、をそれぞれ 1, 274 万 2, 000 円増額したものでございます。

次に、第 3 条議会の議決を経なければ流用することができない経費では、職員給与費を 1, 274 万 2, 000 円増額し、9, 644 万 4, 000 円とし、続く第 4 条他会計からの補助金につきましても同じく 1, 274 万 2, 000 円増額し、4, 180 万 1, 000 円とするものでございます。

2 ページ以降には、補正予算実施計画と明細書を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第 51 号 専決処分の承認について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第 51 号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○楠瀬建設課長＝市議案第 51 号専決処分の承認につきまして御説明いたします。

議案書 24 ページでございます。令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、地方自治法 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、御報告し、御承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の 7 ページでございます。第 8 款土木費第 5 項都市計画費第 2 目公園費の地方創生臨時交付金事業費 3, 300 万円でございますが、コロナ感染症の安全・安心確保事業としまして、市内の主な公園等に設置しております公共トイレの設備改良を行うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

森田さん。

○森田副委員長＝これは何か所を予定しておられますか。

○吉野委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝現在、設計をしております、予定としては7か所を設備改良する予定としてます。

○吉野委員長＝ほかにございませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第52号 専決処分の承認について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第52号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

住宅・建築課長。

○小野住宅・建築課長＝議案書25ページ、市議案第52号令和4年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）、専決処分の承認につきまして御説明を申し上げます。

本議案は、令和3年度におきまして、住宅新築資金等貸付金の収納に努めてまいりましたが、現下の厳しい経済状況の中、地域の主要産業である漁業の不振や魚価の低迷、高齢化等により、令和3年度の決算におきまして元利償還金の未納が生じ、1億9,283万5,000円の歳入不足となりました。そのため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、歳入不足分を翌年度から繰上げ充用するため、令和4年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

それでは、別冊補正予算書により御説明いたします。1ページでございます。今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ1億8,042万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億162万円とするものであります。

それでは、2 ページ、歳出でございますが、第 3 款前年度繰上充用金第 1 項前年度繰上充用金として 1 億 8, 0 4 2 万 3, 0 0 0 円を増額し、歳入、第 2 款諸収入第 1 項貸付金元利収入として 1 億 8, 0 4 2 万 3, 0 0 0 円を増額するものであります。

繰上げ充用につきましては平成 2 2 年度決算以降続いております。この繰上充用額は、平成 2 9 年度決算時よりピークとなっており、収納状況にもよりますが、公債費の償還が令和 4 年度で終了することと合わせて、緩やかに減少する予定です。

以上、よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第 5 3 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 2 号）について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第 5 3 号令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 2 号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝市議案第 5 3 号、別冊 6 月補正について御説明させていただきます。

4 ページを御覧ください。第 2 表債務負担行為補正で、魚市場建設事業については 1 0 億 8 0 9 万 3, 0 0 0 円から 1 2 億 4, 9 2 9 万 2, 0 0 0 円に変更しております。

理由としましては、資材高騰並びに厚生労働省の衛生基準を満たすための設計変更、施設設置工事によるものでございます。

なお、期間は令和 4 年度から令和 6 年度まででございます。よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝市議案第 53 号令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、建設課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書 11 ページをお開きください。第 8 款土木費第 1 項土木管理費第 2 目地籍調査事業費 485 万 2,000 円は、国からの交付金額が決定したことによります補正でございます。

次に、第 2 項道路橋りょう費第 3 目道路新設改良費の 9,000 万円の更正は、須崎総合高校新設道路建設事業費として、道路用地の取得と補償等に係る費用を計上しております。

次に、第 5 項都市計画費第 2 目公園費の 25 万 2,000 円は、川端シンボルロード維持費の更正となっております。

以上、よろしくお願いします。

○吉野委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝それでは、10 ページをお願いいたします。第 6 款農林水産業費第 1 項農業費第 1 目農業委員会費でございますが、情報収集等業務効率化支援事業費といたしまして 20 万 2,000 円の補正となっております。これは農業委員さんが直接現場で情報収集するときに使用するためのタブレットの購入費用になっております。以上でございます。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

松田さん。

○松田委員＝今、総務課長から説明のあったタブレットの農業委員会の購入なんですが、台数と、こういった情報が収集できるようなアプリというかソフトになっちゃうんですか。

○吉野委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝このタブレットそのもので収集できるというよりは、地元へ行ったいろいろな情報を、そのタブレットへ登録して、後で使い勝手がよくなるというんですか、全部情報を仕入れてきてから、そちらでどういう形で反映していくかということをするもので、委員全員に 1 台という話もあったんですけども、国の割当てもございまして、最初は 4 台で運用を開始していくということでございます。

○吉野委員長＝いいですか。

○松田委員＝はい。

○吉野委員長＝ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
-

市議案第 5 4 号 市道路線の認定について

- 吉野委員長＝続きまして、市議案第 5 4 号市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

- 楠瀬建設課長＝市議案第 5 4 号市道路線の認定につきまして御説明いたします。

議案書の 2 7 ページでございます。別冊認定路線調書を御覧ください。路線番号 5 0 2 6 2、路線名、大間西町 5 号線、起点は大間西町 3 4 番 1、終点予定地を多ノ郷字田ノ浦甲 5 4 7 6 番 5 とし、幅員は 6. 1 5 メートルから 1 2. 0 5 メートル、延長が 7 9. 1 メートルの認定路線につきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

認定路線の道路の敷地につきましては、高岡郡酒類卸商業協同組合からの申請により、須崎市市道認定要綱の基準に基づき、市道認定の路線を認定するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- 吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決しました。
-

市議案第 5 8 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 3 号）について《分割》

- 吉野委員長＝続きまして、市議案第 5 8 号令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第

3 号) についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○岡田農林水産課長＝市議案第 58 号令和 4 年度須崎市一般会計補正予算、6 月補正につきまして説明申し上げます。

別冊予算書 6 ページでございます。第 6 款農林水産業費第 3 項水産業費第 2 目水産振興費、漁業生産基盤維持向上事業 450 万円については、令和 4 年 1 月 15 日、南太平洋のトンガで発生した大規模噴火による潮位変動の影響により、カンパチ養殖を行っているガラク漁場内の養殖小割り係留用コンクリートケーソンが移動や転倒する被害が発生しました。その後、詳細の調査を行った結果、漁場内に設置しているコンクリートケーソン 60 か所のうち、16 か所で移動または転倒していることが判明しました。このことにより、漁場内では正常な位置に養殖小割りが係留できず、事業に支障が出てきていることから、ガラク漁場の早期復旧を目指し、県水産業振興課と方法や予算についての協議を重ねてきたところ、県単事業での実施できるめどが立ったことから、本議会での補正 750 万円を計上し、議決をお願いするものでございます。以上です。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 59 号 令和 4 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）
について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第 59 号令和 4 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

水道課長。

○中村水道課長＝市議案第 59 号令和 4 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして御説明を申し上げます。

議案書その 2 の 2 ページでございますが、別冊令和 4 年度須崎市水道事業会計補正予算書の 1 ページとあわせて御覧ください。

今回の補正につきましては、本年度実施を予定しております須崎市上水道事業変更認可設計業務委託につきまして、当初、将来的な工事に伴う業務委託として、企業債を充当し、資本的収支に計上しておりましたが、県担当課との協議により、企業債には該当しないという回答を受けましたことから、変更認可設計業務委託費用の予算を資本的支出から収益的支出に振り替えるとともに、企業債の借入限度額を減額するための補正でございます。

初めに、第 2 条収益的支出の補正でございますが、第 1 款事業費用第 1 項営業費用を 1, 7 0 0 万円増額いたしております。

次に、第 3 条資本的収入及び支出でございますが、収入の部におきまして、第 1 款資本的収入第 1 項企業債を 1, 3 6 0 万円減額し、支出の部につきまして、第 1 款資本的支出第 2 項建設改良費用 1, 7 0 0 万減額いたしております。また、これに伴いまして、予算第 4 条本文の括弧書きにつきまして、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額 2 億 9, 8 9 5 万 2, 0 0 0 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2, 8 3 9 万 9, 0 0 0 円、また、過年度分損益勘定留保資金 2 億 7, 0 5 5 万 3, 0 0 0 円で補填するものと改めております。

続きまして、第 4 条企業債の補正でございますが、1 ページの第 1 表企業債補正にございますとおり、上水道事業の起債限度額を 1, 3 6 0 万円減額し、1 億 5, 5 9 0 万円といたしております。

なお、3 ページ以降には、補正予算実施計画と明細書を添付しておりますので、御参照ください。よろしくお願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会で審議すべき議案は終了いたしました。ほかに何かありませんか。

なければ、以上で産業建設委員会を散会いたします。ありがとうございました。

~~~~~

○午前 1 0 時 3 0 分 閉会